

生命定期保険 普通保険約款 用語説明（50音順）

- あ**
- 受取人**
この保険の保険金を受け取る人のことをいいます。
- か**
- 解除**
約款に定める告知義務違反や重大事由が生じた場合に、当社が将来に向かって保険契約上の責任を免れることをいいます。
- 解約**
保険契約者の意思によって保険契約の効力を将来に向かって停止することをいいます。
- 解約返戻金**
契約を解約された場合に、保険契約者にお払い戻しするお金をいいます。尚、この保険には解約返戻金はありません。
- 契約応当日**
保険期間中に迎える毎年の契約日に対応する日のことをいいます。また月単位の応当日という場合は、毎月の契約日に対応する日のことをいいます。
- 契約者**
当社と保険契約を結び、契約上の権利と義務を有する人のことです。当約款の中では「保険契約者」と表記しています。
- 契約年齢**
契約日における被保険者の満年齢をいいます。
- 契約日**
保険期間等の計算の基準となる日で、責任開始日と同じ日になります。
- 更新**
保険期間満了に際して、健康状態などの告知を省略して契約を継続する取扱いのことです。ただし、更新時の保障内容や保険料は更新時の年齢に基づきます。
- 更新日**
契約が更新される日をいいます。保険期間の満了日の翌日（年単位の契約応当日）となります。
- 告知義務**
保険契約者と被保険者が契約のお申込みをされるときに、最近の健康状態や過去の病歴などについて、ありのままに報告していただく義務のことです。
- 告知義務違反**
保険契約者または被保険者が事実を告げなかったか、事実でないことを告げた場合、当社は告知義務違反として契約を解除することができます。
- さ**
- 失効**
保険料の払込の猶予期間を過ぎても保険料の払込がなく、保険契約の効力が失われることをいいます。
- 責任開始日**
当社が契約上の保障を開始する日をいいます。
- 責任準備金**
将来の保険金をお支払いするために保険料の中から積み立てるお金をいいます。
- た**
- 当社**
スマイル少額短期保険株式会社のことです。書類の提出先などは特に断りのない限り本社となります。
- な**
- は**
- 払込期月**
毎回の保険料をお払い込みいただく期間をいい、この保険では月ごとの契約応当日の属する月の前月1日から末日までをいいます。
- 被保険者**
保険の対象となる人。つまりその人の生死等が保険の対象とされる人をいいます。
- 不成立**
第1回目の保険料の払込がなかったため、契約が成立しなかったことをいいます。
- 保険期間**
契約日から満了日までのことをいいます。この保険の保険期間は1年となります。
- 保険金**
被保険者が死亡したり、所定の重度障害状態になられたときに当社からお支払いするお金をいいます。当約款では、死亡保険金、重度障害保険金を総称して「保険金」と呼びます。
- 保険証券**
契約の保険金額や保険期間等の契約内容を具体的に記載したものをいいます。
- 保険料**
保険契約者にお払い込みいただく掛金のことをいいます。
- 保険料充当月**
払い込まれた保険料が保障に充当される期間をいいます。保険料払込期月の翌月1日から末日までとなります。
- 保険料払込猶予期間**
保険料の払込期月の翌月1日から末日までの期間をいいます。この期間までに保険料を支払えば保険契約の効力は継続します。
- ま**
- 満了日**
保険期間が終了する日をいいます。

無効

保険契約を当初より無かったものとするをいいます。
詐欺行為が判明した場合、契約は無効となります。

申込日

申込人（保険契約者）が保険契約を申し込んだ日をいいます。
具体的には申込書を当社または代理店に提出した日を指します。

や

約款

契約の締結から保険金の支払まで、当社と保険契約者とのさまざまなとりきめを記載したものをいいます。

ら

生命定期保険 普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は、被保険者が死亡したときまたは重度障害状態となったときに、死亡保険金または重度障害保険金をお支払いすることを主な内容とするものです。

1条 保険金の支払

この保険契約の死亡保険金、重度障害保険金はつぎのとおりです。

1. 死亡保険金

被保険者が保険期間中に日本国内外において死亡したとき、保険証券記載の死亡保険金を支払います。

2. 重度障害保険金

- (1) 被保険者が保険期間中に日本国内外において、責任開始日以後に発生した別表1に定める不慮の事故を直接の原因とする傷害、または責任開始日以後に発病した疾病を直接の原因として別表2に定める重度障害状態になったとき、保険証券記載の重度障害保険金を支払います。
- (2) 責任開始日前にすでにあった障害状態に、責任開始日以後の傷害または疾病を原因とする障害状態が新たに加わって、重度障害状態になった場合も重度障害保険金の対象となります。
- (3) ただし、責任開始日前にすでにあった障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のある傷害または疾病が新たに加わって重度障害状態になった場合は重度障害保険金の対象となりません。
3. 死亡保険金を支払う前に重度障害保険金を支払ったときは、死亡保険金を支払いません。また、死亡保険金が支払われたときは、その支払い後に重度障害保険金の支払い請求を受け、これを支払いません。
4. 重度障害保険金が支払われたときは、被保険者が重度障害状態になったときから本保険契約は消滅します。また、死亡保険金が支払われたときは、被保険者が死亡したときから本保険契約は消滅します。

2条 免責事項

1. 次のいずれかにより被保険者が死亡した場合は、死亡保険金を支払いません。
 - (1) 被保険者の自殺
 - (2) 保険契約者または死亡保険金受取人の故意によって被保険者が死亡したとき
 - (3) 戦争・事変（備考参照）・暴動（備考参照）、地震・噴火・津波によって被保険者が死亡したとき
2. 次のいずれかにより被保険者が重度障害状態になった場合は、重度障害保険金を支払いません。

- (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって被保険者が重度障害状態となったとき
- (2) 戦争・事変（備考参照）・暴動（備考参照）、地震・噴火・津波によって被保険者が重度障害状態となったとき
3. 前1項から前2項までの免責事由は、保険契約を更新した場合を含めて全保険期間に亘り適用されます。ただし、自殺の場合は、責任開始日から起算して更新した期間を含め2年間のみ免責となります。
4. 免責事由に該当した場合の保険契約の取扱いは次のとおりとなります。
 - (1) 死亡保険金：保険契約は消滅します。
 - (2) 重度障害保険金：保険契約は継続します。

備考

1. 事変

「事変」とは互いに宣戦布告しておらず公式には戦争状態にはないが、実質的な戦争状態をいいます。

2. 暴動

「暴動」とは群集または集団の行動によって、一部の地域において著しく平穏が害され、治安維持活動が必要な状態をいいます。

3条 保険金の削減支払

1. 一時に多くの支払事由が発生し、この保険の計算の基礎に大きな影響を及ぼし本保険制度の財政に大きな影響を与えるときは、当社の定めるところにより、保険金を削減して支払うことがあります。

4条 責任開始期と契約日

1. 当社が保険契約の申込みを承諾したときは、保険契約の申込日が1日から15日までの場合は翌月に、16日以降の場合は翌々月に第1回保険料の口座振替をおこないます。また、第1回保険料の振替日をあらかじめ保険契約者に通知します。口座振替については、5条に規定しています。
2. 第1回保険料の口座振替がおこなわれた日の翌月1日を責任開始日とします。
3. 当社が責任を開始する日を契約日とし、保険料は契約日における被保険者の年齢により計算します。また、保険期間は契約日から起算します。
4. 口座振替依頼書の不備や残高不足等により第1回目の保険料の口座振替がおこなわれなかったときは、本保険契約は不成立となります。
5. 当社は第1回保険料を受領し本保険契約が成立した後に保険証券を発行し、保険契約者あてに送付します。

5条 保険料の払込

1. 保険料の払込みは口座振替によるものとします。
2. 保険料の払込みは月払によるものとします。
3. 第1回目の保険料は、前4条1項に規定のとおり口座振替により払い込むものとします。
4. 第2回目以降の保険料は、各月の保険料払込期月に口座振替により払い込むものとします。保険料払込期月とは、保険契約者が毎回の保険料を払い込む必要がある期間をいい、月ごとの契約応当日の属する月の前月1日から末日までをいいます。
5. 口座振替は、申込み時または保険期間の途中で保険契約者より申し出のあった金融機関の口座（以下、指定口座といえます。）から毎月26日（金融機関が休業日のときは翌営業日）におこないます。保険契約者は振替日の前日までに指定口座に保険料相当額を準備してください。また、指定口座から振替えられた場合、振替日をもって保険料の払込みがあったものとします。
6. 第2回目以降の保険料について、残高不足等の理由により保険料の振替ができなかったときは、翌月26日（金融機関が休業日のときは翌営業日）に2か月分を合算して振替えます。
7. 口座振替による保険料の払込みができない特別な事情が保険契約者にあり、当社に申し出があった場合、当社が指定する方法にて保険料を払い込むことができます。

6条 保険料の払込猶予期間と失効

1. 第2回目以降の保険料の払込みについては、保険料払込期月の翌月初日から末日まで払込猶予期間があります。保険料払込猶予期間に保険料払込期月の未払込保険料と保険料払込猶予期間の当月分保険料の2か月分の保険料が振替えられなかった場合は、保険料払込猶予期間満了日の翌日に保険契約が失効します。ただし、保険契約者から申し出があり、当社の指定する方法により保険料払込猶予期間満了日までに保険料が支払われた場合は、契約は失効となりません。
2. 失効後に保障の再開を希望される場合には、新たに保険加入のお申込みが必要となります。この場合は、その時点での満年齢に基づく保険料でのご加入となり、また健康状態等によっては、ご加入できない場合があります。
3. 当社は保険契約が失効した月に、保険契約者宛に「失効通知」を送付します。
4. 失効日以降に死亡保険金、重度障害保険金の支払事由が生じても、保障の対象にはなりません。

7条 保険料払込猶予期間中の保険金の支払

1. 保険料払込猶予期間中に保険金の支払事由が生じた場合は、保障対象となります。この場合、契約者および受取人の申し出に基き、未払込保険料を保険金から差し引きます。

8条 保険期間および保険契約の更新

1. 本保険の期間は、契約日もしくは次項で規定する更新日から1年間です。
2. 保険期間満了日までの保険料が払い込まれ、かつ、保険契約者から当社あてに保険期間満了日までに更新しない旨の申し出がない限り、本保険契約は保険期間満了日の翌日付けで更新されます。この場合、健康状態等の告知に基づく引受審査はありません。尚、更新は更新日（更新前の保険契約の保険期間満了日の翌日をいいます。以下同じ。）における被保険者の年齢が満89歳まで可能です。
3. 更新後の保険契約については、次に定めるところによります。
 - (1) 更新後契約の保険期間は更新前の保険契約から継続したものとみなします。

- (2) 保険料は更新日における被保険者の満年齢によりあらためて計算します。
- (3) 当社は本保険の収支状況などの事情から、当社の定めるところにより、契約更新の際に保険料を増額、または保険金額を減額することがあります。この場合、更新日の2か月前までに保険契約者に文書で通知の上、更新日から保険料または保険金額を変更します。
- (4) 当社は本保険が不採算となり、収支の改善が見込めないときは、本保険の販売を取りやめることがあります。この場合は、契約の更新も取り扱いません。
- (5) 保険契約を更新した場合、旧保険証券および更新通知書をもって新保険証券に代えます。

9条 保険金の請求

1. 死亡保険金の受取人は保険証券記載の死亡保険金受取人となります。重度障害保険金の受取人は被保険者自身となります。
2. 死亡保険金の請求時にすでに死亡保険金受取人が死亡していた場合は、死亡保険金はその死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人に支払います。法定相続人が複数存在している場合は、法定相続人の協議により代表者を選任し、その代表者が他の法定相続人を代表し請求手続きをするものとします。
3. 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合には、前1項の規定にかかわらず保険契約者を重度障害保険金の受取人とします。
4. 保険金の支払事由が生じた場合、保険契約者または受取人は遅滞なく当社に通知してください。
5. 受取人は支払事由を証する医師の診断書等のほか、別表3に定める当社の指定する必要書類を提出することを要します。
6. 保険金の支払事由につき、当社による事実確認を必要とすることがあります。その場合、保険契約者、受取人が当社からの質問または事実の照会に対して正当な理由なく回答または協力を拒んだときは、その回答または協力を得て必要な事実確認が終わるまでは保険金を支払いません。
7. 当社は前項の事実確認をおこなった場合を除き、請求に必要な書類が当社に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に、受取人が指定した口座宛に保険金を支払います。ただし、書類に不備があった場合は、完備した日から起算します。
8. 当社は前6項の事実確認を行なう場合は、5営業日以内に事実確認を行う旨を通知し、保険契約者または受取人の同意を得た日から4週間以内に保険金の支払の有無を決定し、保険金の支払が確定したときは、その日から5営業日以内に保険金を支払います。この場合、定められた期日を越えて保険金を支払うときは、当社はその期日の翌日から当社所定の利率で計算した遅延利息を受取人に支払います。
9. 保険金の支払いについて異議のある方は申し立てることができますので、支払いに関する当社からの通知の日付の翌日から起算して30日以内に当社までご連絡ください。

10条 契約内容の変更

1. 保険契約者は当社が取り扱う保障額の範囲で、将来に向かって保険金額を減額することができます。
2. 保険契約者が保険金額を減額する場合は、別表3に定める当社所定の書面を提出する必要があります。
3. 減額された部分の保障は、減額に必要な請求書類が当社に到着した日に終了します。

11条 保険契約者等の住所氏名等の変更

1. 保険契約者の住所、氏名、保険料振替口座が変更となる場合、被保険者の氏名、受取人の氏名が変更となる場合、保険契約

者はすみやかに当社に通知する必要があります。

2. 保険契約者が前項の変更を通知するときは、別表3に定める当社所定の書面を提出する必要があります。
3. 保険契約者が前項の通知をしなかったときは、従前の住所または氏名宛に送付した通知が保険契約者に届かないときでも当社はその責任を負いません。

12条 保険金の受取人の変更

1. 保険契約者は被保険者の同意を得て、死亡保険金受取人を指定、または変更することができます。
2. 保険契約者が死亡保険金受取人を指定または変更する場合は、別表3に定める当社所定の書面を提出する必要があります。
3. 死亡保険金受取人の指定または変更は、手続きに必要な書類が当社に到着したとき、当該通知が発せられた日にさかのぼって効力を生じます。ただし、前項に規定する書類が当社に到着する前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金を支払ったときは、その支払い後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、当社はこれを支払いません。
4. 前項に規定するほか、保険契約者は死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、被保険者の同意を得たうえで死亡保険金受取人を変更することができます。なお、保険契約者が死亡した場合は、保険契約者の相続人が当社に通知しなければ、当社に対抗することができません。

13条 保険契約者の代表者

1. 保険契約者が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は他の保険契約者を代理するものとします。
2. 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、当社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上の場合には、その責任は連帯とします。

14条 保険契約者の変更

1. 保険契約者は被保険者の同意および当社の承諾を得て、一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 保険契約者の変更をする場合は、別表3に定める当社所定の書面を提出する必要があります。
3. 本条の変更をおこなった場合、新たな保険証券の発行をもって承諾の通知に代えます。

15条 契約の取消および無効

1. 保険契約者、被保険者または受取人の詐欺または強迫により保険契約を締結したときは、当社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、払い込まれた保険料は返金しません。
2. 保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したときは、その保険契約は無効とし、払い込まれた保険料は返金しません。
3. 錯誤により保険契約を締結したときは、当社はその保険契約を取り消すことができるものとし、払い込まれた保険料を返金します。

16条 告知義務

1. 本保険への加入の申込みの際して、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち当社所定の書面で質問した事項について保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。
2. 前項の場合に、当社が必要と認めるときは当社の指定する医

師による診断を受けるものとします。この場合、医師が口頭または書面で質問した事項についてはそれぞれ口頭または書面で告知することを要します。

17条 告知義務違反による解除

1. 前16条の告知の際、保険契約者または被保険者が故意または重大な過失により事実を告げなかったか、事実でないことを告げたとき、当社は保険契約を解除することができます。
2. 本条による保険契約の解除の効力は、解除通知が保険契約者に到達した時点から生じ、保険契約は将来に向かって効力を失います。ただし、保険契約者の所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または受取人に通知することをもって、保険契約者宛に通知したものとみなします。
3. 次のいずれかの場合には、当社は契約の解除をおこなうことはできません。
 - (1) 当社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失により知らなかったとき。
 - (2) 当社が解除の原因となる事実を知った日から1か月以内に、解除の通知をおこなわなかったとき。
 - (3) 契約日から起算して2年以内に、保険金の支払事由が生じなかったとき。
 - (4) 当社の少額短期保険契約の締結の媒介を委託した少額短期保険募集人（以下、本条において「保険募集人」といいます。）が、保険契約者または被保険者が前16条の告知をすることを妨げたとき。
 - (5) 保険募集人が、保険契約者または被保険者に対して、前16条の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき。
 - (6) 前4号および5号の場合に、各号に規定する保険募集人の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が前16条の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前4号および5号の規定は適用しません。
4. 当社は、保険金の支払事由が生じた後でも、前1項の規定により、保険契約を解除することができます。この場合には、保険金を支払いません。なお、すでに保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求することができます。
5. 前項にかかわらず、保険金の支払事由と解除事由との間に因果関係が全く無いときは、保険金の支払いをおこないません。
6. 本保険契約が解除された場合、払い込まれた保険料は返金しません。

18条 重大事由による解除

1. 次のいずれかに定める事由が生じた場合には、当社は将来に向かって本保険契約を解除することができます。
 - (1) 保険契約者または受取人が保険金を詐取する目的、もしくは他人に詐取させる目的で事故を起こすか、起こそうとしたとき
 - (2) 保険金の請求に関して、受取人に詐欺行為があったとき
 - (3) 他の保険契約との重複によって被保険者にかかる給付金額・保険金額等の合計金額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次のいずれかに該当するとき。
 - ア. 反社会的勢力（注）に該当すると認められること
 - イ. 反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。

- ウ. 反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。
- エ. 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
- オ. その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

(5) 前1号から4号に掲げるもののほか、当社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前1号から4号と同等の重大な事由があるとき。

(注) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものを含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他の反社会的勢力をいいます。

2. 本条による保険契約の解除の効力は、解除通知が保険契約者に到達した時点から生じ、保険契約は将来に向かって効力を失います。ただし、保険契約者の所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または受取人に通知することをもって、保険契約者宛に通知したものとみなします。
3. 当社は、保険金の支払事由が生じた後でも、前1項の規定により、保険契約を解除することができます。この場合には、つぎのとおり取り扱います。

前1項1号から5号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金（注）を支払いません。なお、すでに保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求することができます。

(注) 前1項4号のみに該当した場合で、前1項4号アからオまでに該当したのが保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。

4. 本保険契約が解除された場合、払い込まれた保険料は返しません。

19条 解約

1. 保険契約者はいつでも将来に向かって本保険契約を解約することができます。
2. 保険契約者が契約を解約する場合は、別表3に定める当社所定の書面を提出する必要があります。
3. 解約手続きをおこなった場合、解約に必要な請求書類が当社に到着した日に保障は終了します。
4. この保険契約を解約した場合の返戻金はありません。

20条 年齢および性別の誤りの処理

1. 申込書類に記載された被保険者の生年月日に誤りがあった場合、次のとおりとします。
 - (1) 実際の年齢が当社の定める範囲外となる期間については、当社は保険契約を取り消すことができるものとし、該当期間の払込保険料を保険契約者に返金します。
 - (2) 実際の年齢が当社の定める範囲内となる期間については、過不足の保険料を精算し、その後の保険料を更正します。
2. 申込書類に記載された被保険者の性別に誤りがあったときは、当社の定める方法で処理します。
3. 保険契約者が申込書に生年月日を誤って記載したため、契約の名寄せができなかった等の理由により、同一の被保険者が、本保険及び当社の販売する他の保険の有効契約を合算して引受保険金の限度額を超えたときは、当社は限度を超えた契約を取り消すことができるものとし、次のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者、被保険者または受取人の故意または重大な過

失によらないときは、契約当初より払い込まれた保険料の全額を返金します。

- (2) 保険契約者、被保険者または受取人の故意または重大な過失によるときは、払い込まれた保険料を返金しません。

21条 配当金

1. この保険契約には契約者配当金はありません。

22条 時効

1. 支払事由発生日の翌日から起算して3年間請求が無い場合、保険金の請求権は時効により消滅します。
2. 保険料等の返金に際し、返金先が不明などの理由で返金事由が生じた日から3年間返金できなかった場合、保険契約者の返還請求権は時効により消滅します。

23条 制度内容の変更

1. 保険金の支払事由発生率が予想を著しく超過するなど、更新時の対応では収支の改善が見込めないときは、当社の定めるところにより、保険期間中に保険料を増額または保険金額を減額することがあります。
2. この場合、変更の内容についてすみやかに保険契約者にその旨を通知します。

24条 準拠法

1. 本保険契約に関する争い、訴訟については日本の法律に従って解釈されます。訴訟については、当社の本社の所在地を管轄する地方裁判所または保険金の受取人の住所地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

25条 重度障害保険金不担保特則

1. 本保険契約の締結の際、「重度障害保険金不担保特則」を付加し、重度障害保険金を不担保とする条件で保険契約を締結することができます。
2. 重度障害保険金不担保特則を付加した場合、第1条、第2条、第6条および第9条における重度障害保険金に関する規定は適用されません。
3. 重度障害保険金不担保特則が付加された保険契約は、一般と異なる保険料率が適用されます。
4. この特則は、更新後を含め保険契約が有効に継続する限り存続するものとし、この特則のみを解約することはできません。

別表1（対象となる不慮の事故）

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類表番号
1. 交通事故	V01～V99
2. 転倒・転落	W00～W19
3. 不慮の溺死及び溺水	W65～W74
4. 不慮の窒息	W75～W84
5. 煙、火及び火災への曝露	X00～X09
6. 有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露	X40～X49
7. その他の不慮の事故	W20～W64 W85～W99 X10～X39 X50～X59

別表2（保障の対象となる重度障害の状態）

重度障害状態とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。

- 1) 労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）別表第1に定める第一級または第二級に該当する障害の状態またはこれに相当すると認められる状態
- 2) 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査および判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項第4号または第5号の状態に該当する状態

（注1）労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）別表第1のうち、第一級および第二級の障害

障害等級	級身体障害
第一級	一 両眼が失明したもの 二 そしゃく及び言語の機能を廃したものの 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 五 削除 六 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 七 両上肢の用を全廃したもの 八 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 九 両下肢の用を全廃したもの
第二級	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇二以下になったもの 二 両眼の視力が〇・〇二以下になったもの 二の二 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 二の三 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 三 両上肢を手関節以上で失ったもの 四 両下肢を足関節以上で失ったもの

備考

1. 眼の障害（視力障害）

（1）視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。

- （2）「失明」とは、眼球を亡失（摘出）したもの、明暗を弁じ得ないものおよびようやく明暗を弁じることができる程度のもをいい、光覚弁または手動弁が含まれ、指数弁は含まれません。
- （3）視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は含まれません。

2. そしゃくおよび言語の障害

- （1）「言語の機能を廃した場合」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
 - ③ 声帯全部の摘出により発音が不能な場合

（2）「そしゃくの機能を廃した場合」とは、流動食以外のもは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 上・下肢の障害

「両上肢の用を全廃したもの」、「両下肢の用を全廃したもの」とは、完全にその運動機能を失った場合をいい、上・下肢の完全運動麻痺または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 「常に介護を要するもの」「随時介護を要するもの」「常に介護を要するもの」「随時介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常にもしくは随時他人の介護を要する状態をいいます。

（注2）要介護認定等に係る介護認定審査会による審査および判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項第4号または第5号の状態

要介護4	要介護認定等基準時間が90分以上110分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態。
要介護5	要介護認定等基準時間が110分以上である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態。

別表3（請求書類）

1. 死亡保険金の請求
 - ・当社所定の請求書
 - ・事故であることを証する書類（事故による死亡の場合）
 - ・当社所定の様式による医師の死亡診断書または死体検案書
 - ・被保険者の住民票
 - ・受取人の戸籍謄本と印鑑証明書
 - ・保険証券
 2. 重度障害保険金の請求
 - ・当社所定の請求書
 - ・事故であることを証する書類（事故による重度障害の場合）
 - ・当社所定の様式による医師の診断書
 - ・被保険者の住民票
 - ・受取人の戸籍謄本と印鑑証明書
 - ・保険証券
 3. 保険契約者の住所、氏名、保険料振替口座、被保険者の氏名、受取人の氏名の変更
 - ・当社所定の届出書
 4. 保険金の受取人の変更
 - ・当社所定の請求書
 - ・保険契約者の印鑑証明書
 - ・保険証券
 5. 保険契約者の変更
 - ・当社所定の請求書
 - ・保険契約者の印鑑証明書
 - ・保険証券
 6. 解約
 - ・当社所定の請求書
 - ・保険契約者の印鑑証明書
 - ・保険証券
- * 被保険者の住民票は被保険者と保険金の受取人が同一人物である場合には提出不要です。
- * 当社は上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

◆◆◆◆◆クレジットカード扱特約 目次◆◆◆◆◆

- 1条 特約の適用
- 2条 保険料の払込
- 3条 諸変更
- 4条 特約の消滅
- 5条 普通保険約款の規定の準用

クレジットカード扱特約

1条 特約の適用

1. この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から、当社の指定したクレジットカード（以下、「クレジットカード」といいます。）により保険料を払い込む旨の申出があり、かつ当社がこれを承諾した場合に適用します。
2. 前1項のクレジットカードは、保険契約者が、当社の指定したクレジットカード発行会社（以下、「カード会社」といいます。）との間で締結された会員規約その他これに準じるもの（以下、「会員規約等」といいます。）に基づき、カード会社より貸与されかつ使用を認められたものに限ります。
3. 当社は、この特約の適用に際して、カード会社にクレジットカードの有効性等および利用限度額内であること等（以下、「クレジットカードの有効性等」といいます。）の確認を行なう

ものとしします。

2条 保険料の払込

1. 当社は、普通保険約款の規定にかかわらず、当社がクレジットカードの有効性等を確認し、カード会社に保険料を請求した時に、保険料の払込があったものとしします。
2. 同一のクレジットカードにより2件以上の保険契約の保険料を払い込む場合には、保険契約者は、当社に対しその払込順序を指定できないものとしします。
3. 保険契約者は、カード会社の会員規約等にしが、保険料相当額をカード会社に払い込むことを要します。
4. 当社は、クレジットカードにより払い込まれた保険料については領収証を発行しません。

3条 諸変更

1. 保険契約者は、クレジットカードを同一のカード会社の他のクレジットカードに変更することができます。また、カード会社を他のカード会社に変更することができます。この場合、あらかじめ当社に申し出て下さい。
2. 保険契約者がクレジットカードによる保険料の払込を停止する場合には、あらかじめ当社に申し出て下さい。

4条 特約の消滅

1. つぎの場合、この特約は消滅します。
 - (1) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (2) 他の保険料払込方法（経路）に変更されたとき
 - (3) 保険契約が失効したとき
 - (4) 当社がクレジットカードの有効性等を確認できなかったとき
 - (5) 当社がカード会社から保険料相当額を領収できないとき
 - (6) カード会社がクレジットカードによる保険料の払込の取扱を停止したとき
2. 前1項の4号から6号の規定に該当する場合、当社はその旨を保険契約者に通知します。
3. 前項第4号、第5号または第6号の規定により、この特約が消滅した場合には、保険契約者は、保険料の払込方法が確定するまでの間の保険料を当社指定の方法により払い込んでください。

5条 普通保険約款の規定の準用

1. この特約に別段の定めのない場合は、普通保険約款の規定を準用します。

◆◆◆◆◆団体扱特約 目次◆◆◆◆◆

- 1条 特約の適用範囲
- 2条 保険料
- 3条 保険料の払込
- 4条 特約の消滅
- 5条 保険証券
- 6条 普通保険約款の規定の準用

団体扱特約

1条 特約の適用範囲

1. この特約は、次のいずれかに該当する団体を対象とし、本条第2項に定める条件を満たす場合に限り、当社と団体取扱協約を締結した上で適用します。この特約という団体とは、構成員が常時把握でき、かつ代表者の定めがあり、会計帳簿が備えられ、および保険加入のみを目的としない団体をいいます。

- (1) 官公署、会社、工場等から給与・役員報酬の支払いを受けている役職員を対象とする団体（被用者団体）
 - (2) 組合、商工会、同業団体ならびに患者団体で保険料の一括集金を承諾する所属員および団体から給与・役員報酬の支払いを受けている役職員を対象とする団体（構成員団体）
2. この特約の適用団体は、次のいずれかに該当することを要します。
- (1) 団体の役職員または所属員を保険契約者とする保険契約で、保険契約者の数が20名以上である場合
 - (2) 団体または団体の代表者を保険契約者とし、役職員を被保険者とする保険契約で、被保険者の数が20名以上である場合
 - (3) 第1号の保険契約者の数と、第2号の被保険者の数を合算（同一人の場合は1名として計算する。）して20名以上である場合
3. 団体または団体の代表者を保険契約者とし、その団体の役員を被保険者とする保険契約においては、その被保険者の総数は100名を超えないものとします。

2条 保険料

1. この特約を適用する保険契約の保険料には、割引の適用はありません。

3条 保険料の払込

1. この特約を適用する保険契約の第2回以後の保険料は、主契約の規定にかかわらず、団体を經由して当社指定の口座に払い込むこととします。
2. 前項の場合、団体から当社に払い込まれた日（着金日）をもって、その保険料の払い込みがあった日とします。
3. 団体から保険料が払い込まれた場合、当社は、払込金額に対する領収証を団体に発行し、個々の保険契約者に対する領収証を発行しません。

4条 特約の消滅

1. 次の各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
 - (1) 保険契約者が団体を脱退したとき
 - (2) 保険契約が失効したとき
 - (3) 団体取扱協約が解約されたとき
 - (4) 保険契約者または被保険者の数が第1条（特約の適用）に定める定数未満となった場合で、6か月を経過してなお定数未達であるとき
2. 前項第1号、第3号および第4号に該当した場合には、保険料振替口座を指定のうえ、保険料を主契約の規定に従って払い込んでください。

5条 保険証券

1. 当社は、団体または団体の代表者を保険契約者とし、その団体の役員を被保険者とする保険契約については、個別の保険証券に代えて、保険契約者に対して一括の保険証券を発行します。

6条 普通保険約款の規定の準用

1. この特約に別段の定めのない場合は、普通保険約款の規定を準用します。

◆◇ インターネットによる保険契約申込に関する特約 目次◆◇

この特約の趣旨

- 1条 特約の適用
- 2条 告知義務
- 3条 保険契約申込書の取扱

インターネットによる 保険契約申込に関する特約

この特約の趣旨

この特約は、保険契約（付加する特約を含みます。）の手続きに関して、会社所定の端末などの情報処理機器を使用する方法（以下「電磁的方法」といいます。）による場合の取扱を規定することを主な目的とするものです。

1条 特約の適用

保険契約者および被保険者は、会社の承諾を得て、電磁的方法により保険契約（付加する特約を含みます。）の申込、告知および保険料の払込に関する手続きを行なうことができます。この場合、この特約を適用します。

2条 告知義務

保険契約の普通保険約款および付加する特約の特約条項の規定による告知に際しては、普通保険約款または特約条項の規定にかかわらず、会社が電磁的方法により質問した事項について、保険契約者または被保険者は、電磁的方法により告知してください。ただし、会社が書面で質問した事項についてはその書面により、告知してください。

3条 保険契約申込書の取扱

この特約が適用された保険契約（付加する特約を含みます。）については、普通保険約款および特約条項中、「保険契約申込書」とあるのは「保険契約申込書（電磁的方法による場合を含みます。）」と、「申込書」とあるのは「申込書（電磁的方法による場合を含みます。）」と読み替えます。

